

## Japan ブランド「MISSION」へ

田 中 裕 一

この「発達支援研究センター (MISSION)」という明星大学の発達障害学生支援の仕組みを初めて聞いた時の驚きと感動は今でも鮮明に覚えている。そのワクワク感、ドキドキ感は、今の学習指導要領の改訂に関わっている気分にも似ている。国の施策と大学の取組を較べることに違和感を持つ人がいるかもしれないが、取り組んでいることの大きさはそれぐらい同じだ、ということだと思う。

その仕組みが「MISSION」として立ち上がり、そして紀要を出すという。その取組の先進性、さらには大きな決断に敬意を表したい。ぜひ、3つの柱である「学習支援」「インクルーシブ教育」「自立支援」という3つのミッションすべてにおいて、調査・研究を実施し、紀要として全国に発信し続けてほしい。

すでにこの紀要を読まれるような方々にとっては、当たり前なことかもしれないが、障害のある人たちに関する世界、国内の動きは激しい。その中でも、「MISSION」に大きく関係する合理的配慮の提供に関する動きについて解説する。

平成20年5月に国連で発効した「障害者の権利に関する条約<sup>1)</sup>」では、インクルーシブ教育システムの理念が提唱され、その実現に当たり、確保するものの一つとして、「合理的配慮」の概念が示された。

また、平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支

援教育の推進(報告)<sup>2)</sup>」が出され、その中では、共生社会の形成に向けて、個々の子供の教育的ニーズを把握し、能力を最大限まで高めることを目指すとともに、可能な限り、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことができるようにするために、「合理的配慮」とその基礎となる「基礎的環境整備」が必要であるとされた。

「合理的配慮」は「障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

そこで、文部科学省は平成25年度から、インクルーシブ教育システム構築モデル事業を実施し、その事業を通して得られた「合理的配慮」の事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース<sup>3)</sup>」として整理し公表している。

「合理的配慮の提供」に大きく関係する法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)<sup>4)</sup>」は、平成28年4月から施行される。この法律では、不当な差別的取扱いの禁止については、国・地方公共団体等、民間事業者も法的義務が課されているが、合理的配慮の不提供の禁止については、国・地方公共団

体等は法的義務があるが、民間事業者は努力義務となっている。つまり、国公立学校など行政機関等は、2つの点について法的義務がある、ということになる。何が不当な差別的取扱いになるのか、合理的配慮の不提供とはどんな状態をいうのかなど詳細な点については、政府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、各省等が事業者の取組に資するための「対応指針」を具体例も盛り込みながら作成し、事業者の取組を促進することになっている。

そこで文部科学省は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針<sup>5)</sup>」を作成し、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた(11月9日告示)。この対応指針において、例えば、「不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方」や「過重な負担の基本的な考え方」、「合理的配慮に当たり得る配慮の具体例」、「分野別の留意点」、「関係事業者における相談体制の整備」、「関係事業者における研修・啓発」、「文部科学省所管事業分野に係る相談窓口」などについて示している。

合理的配慮の基本的な考え方として、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないとされている。また、合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこととされている。さらに、合理的配慮は、障害の特性や具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個性性の高いものであるため、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に

対応がなされるものである。

合理的配慮に当たり得る配慮の具体例として、「発達障害等により言葉だけを聞いて理解することが困難な障害者に対し、具体的・視覚的な伝え方を工夫すること」や「見え・読み・書きに困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること」、「入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること」などの具体的な例が記載されている。

明星大学において、このような合理的配慮を実施するうえで、「MISSION」が担う役割は非常に大きいと考える。特に発達障害のある学生支援は、まだまだ取組の蓄積が必要な段階であり、それらを分析し、整理し、モデルプランを提示する段階までに至っていない。発達障害のある学生支援のエビデンスづくりが今後、求められていると言える。

さらに、大学における発達障害のある学生支援の取組は、企業や高等学校への影響も非常に大きい。ぜひとも、一大学内で収まることなく、さらには全国の大学で収まることなく、企業や高等学校までも視野に入れた研究を実施し、さらには情報発信をしていただきたいと思う。その第一歩がこの紀要なのである。私自身の立場を振り返ってみると、この「MISSION」の取組にエールだけを送っている場合ではない。日本の学校に、合理的配慮の提供という一面だけでなく、すべての子供の教育を保障していくために、特別支援教育を推進していきたい。

関わっているメンバーを考えると、立ち上げに当たっては、一大学内で収まらない壮大な夢が視野に入っているように思えてならない。だとすると、この「MISSION」という組織は、最終的に日本という社会全体を、多様性のある社会、共生社会に近づけるための仕掛けとなるはずである。この取り組み、「MISSION: It's possible」と信

じている。

## 【文献】

- 1) 障害者の権利に関する条約  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html)
- 2) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)
- 3) インクルーシブ教育システム構築支援データベース  
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>
- 5) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)

---

田中裕一（たなか ゆういち）  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
特別支援教育調査官